

山形県・山形市の屋外広告業手続き ▶ 電子申請を開始します

県と市にそれぞれ提出していた申請が令和8年4月から
電子申請で一度に提出できるようになります

＼ 電子申請にはメリットがたくさん ／

いつでも、
どこでも申請
できて便利！

県と市への
手続きが一度に
できて簡単！

登録手数料を
キャッシュレス
決済できる！

申請可能なお手続き

- ・屋外広告業登録申請と特例屋外広告業届出
- ・屋外広告業事項変更届出書と特例屋外広告業届出変更届出
- ・屋外広告業廃業届出と特例屋外広告業廃業届出

お手続きの方法

手続きは [やまがたe申請（山形県電子申請サービス）](#) で行えます

リンク先から で手続き検索してください

※必要書類と電子申請の流れは裏面をご覧ください

リンクは [コチラ](#)

https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_initDisplay

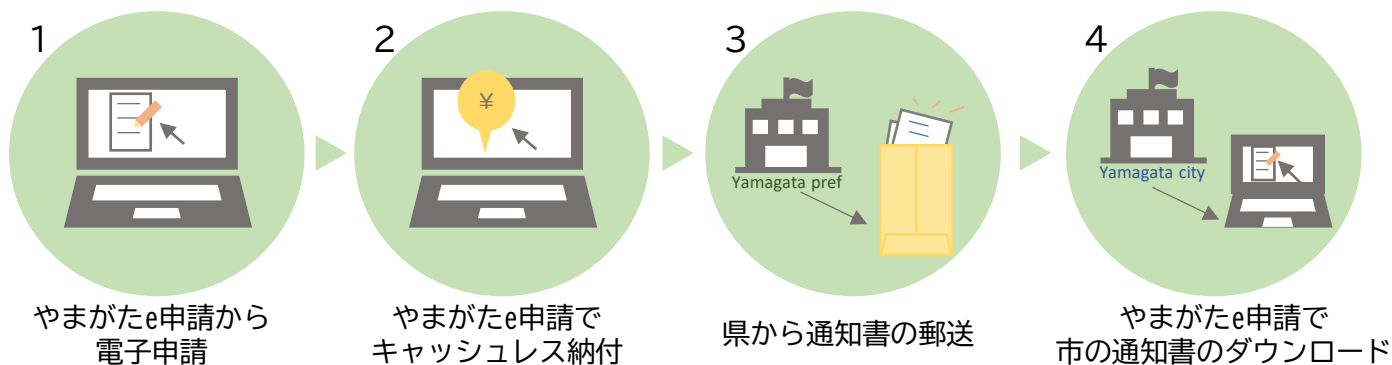


【お問い合わせ先】

山形県 都市計画課 ☎023-630-2660(直通)

山形市 まちなみデザイン課 ☎023-641-1212(内線516)

手続きの流れ



必要な添付書類

	添付書類	誓約書	略歴書	業務主任者の 有資格者証	住民票の抄本 (申請者本人分) (県外在住者の場合のみ必要)	住民票の抄本 (業務主任者分) (県外在住者の場合のみ必要)	登記事項 証明書
	種別						
新規の 場合	個人	○	○	○	郵送 ※	郵送 ※	
	法人	○	○	○		郵送 ※	郵送 ※
更新の 場合	個人・法人 いずれも	○		○			

Point 📌 スムーズな申請のため、必要書類をあらかじめご準備してから電子申請の入力を進めてください。

手続きの流れ



必要な添付書類

変更事由		添付書類	業務主任者の有資格者証	住民票の抄本 (県外在住者の場合のみ必要)	誓約書	略歴書	履歴事項全部証明書
共通	業務主任者に変更があった場合		○	郵送 ※			
	住所、商号及び氏名に変更があった場合			郵送 ※			
個人	法定代理人に変更がある場合			郵送 ※	○		
	新たに役員となる者がいる場合				○	○	郵送 ※
法人	役員を退任する者がいる場合						郵送 ※
	名称及び代表者に変更があった場合						郵送 ※
	営業所の名称、所在地に変更があった場合						郵送 ※

Point 📌 複数の項目に変更があった場合に、履歴事項証明書や住民票を複数発行する必要はありません。

※ 山形県都市計画課（山形県山形市松波2丁目8-1）あて郵送してください

電子申請の概要はコチラ



SCAN HERE!